

御 蔵 島 村 消 防 団 安 全 管 理 マ ニ ュ ア ル

平成 27 年 8 月
御 蔵 島 村 消 防 団

主旨

消防団は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るという任務を遂行するため災害現場に出動する。指揮者の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら団員が相互に安全を確保しなければならないことを深く自覚しなければならない。消防における安全管理は、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策であることを心得てほしい。

《火災編》

火災は、1つの火災であっても時間の経過により危険度は増大し、また緊張した状態での煙や熱との戦いであるため、体力かつ精神的疲労が著しく、団員は常に安全に対する配慮と確認をしながら冷静な思考力を持続し、任務を達成しなければならない。

命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員自らが相互に安全を確保すると共に、自らの生命・身体守らなければならないことを自覚しなければならない。

1 参集

(1) 通報者から御蔵島村役場に火災情報



(2) 正副団長，班長へ連絡



(3) 班長は，団員招集



(4) 団員が現場に到着したときは，現場最高指揮者（団長、副団長又は班長）に指示を仰ぎ，活動を開始する。

2 出動時の留意事項

出動に際しては、原則として活動服、編み上げ靴、ヘルメット、手袋着用とし、各器具置場へ参集し、消防団消防車等で出動する。車庫から出動するときは、誘導員を配置し、歩行者や一般車両に注意を喚起し避讓を確認する。

《消防車運行上の留意事項》

- ① 交差点通過時には、原則として交差点に進入する直前において一時停止する。
- ② サイレンを鳴らしていても、他の車両は、直ちに避讓しないことが考えられるため、優先通行権を過信してはならない。
- ③ 一方通行を逆進入する場合は、徐行に近い車両の速度とする。
- ④ 高さ・重量制限等のあるところは、自分の隊の車両を確認して通行する。
- ⑤ 拡声機等を積極的に活用し、車両や歩行者に注意を喚起する。
- ⑥ 火や煙が見えると、それに気をとられ注意力が欠落しやすいので運転者はもちろん全員で前方を注視し進行する。

3 水利部署時の留意事項

- ① 水利部署時は、給水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の団員の行動に注意する。

- ② 消火栓，防火水槽の蓋は，転落防止のため吸水管を伸長してから開放し，管槍等は，吸水管離脱まで抜かないこと。水槽等の蓋を開けた場合必ず団員はそこを離れない。
- ③ 吸水管伸長時は，吸水管のはね返りやつまづきに注意し，消火栓等に結合したら必ず吸水管の緊着状態を確認する。
- ④ 消火栓，貯水槽，池等の水利に通行人などが転落する危険性のあるときは，ロープなどで表示し，注意喚起のため団員を1名以上配置する。

4 ホース延長時の留意事項

- ① ホースブリッジを使用するときは，他の交通に注意して交通整理を行う。
- ② 手びろめ延長時は，結合金具，筒先の落下やホースの垂れ下がり等に注意する。
- ③ 軒下等は，落下物等の危険があるので，火災建物と平行とならないよう延長する。
- ④ 塀等を乗り越え延長するときは，梯子等を活用する。

5 送水時の留意事項

- ① 「放水始め」の伝令を待って送水する。
- ② 予備送水は，筒先位置が確認できる場合とし，いつでも停水できる態勢で送水する。
- ③ ホース結合状況を確認して余裕ホースをとり，放口は徐々に開放する。

6 注水活動時の留意事項

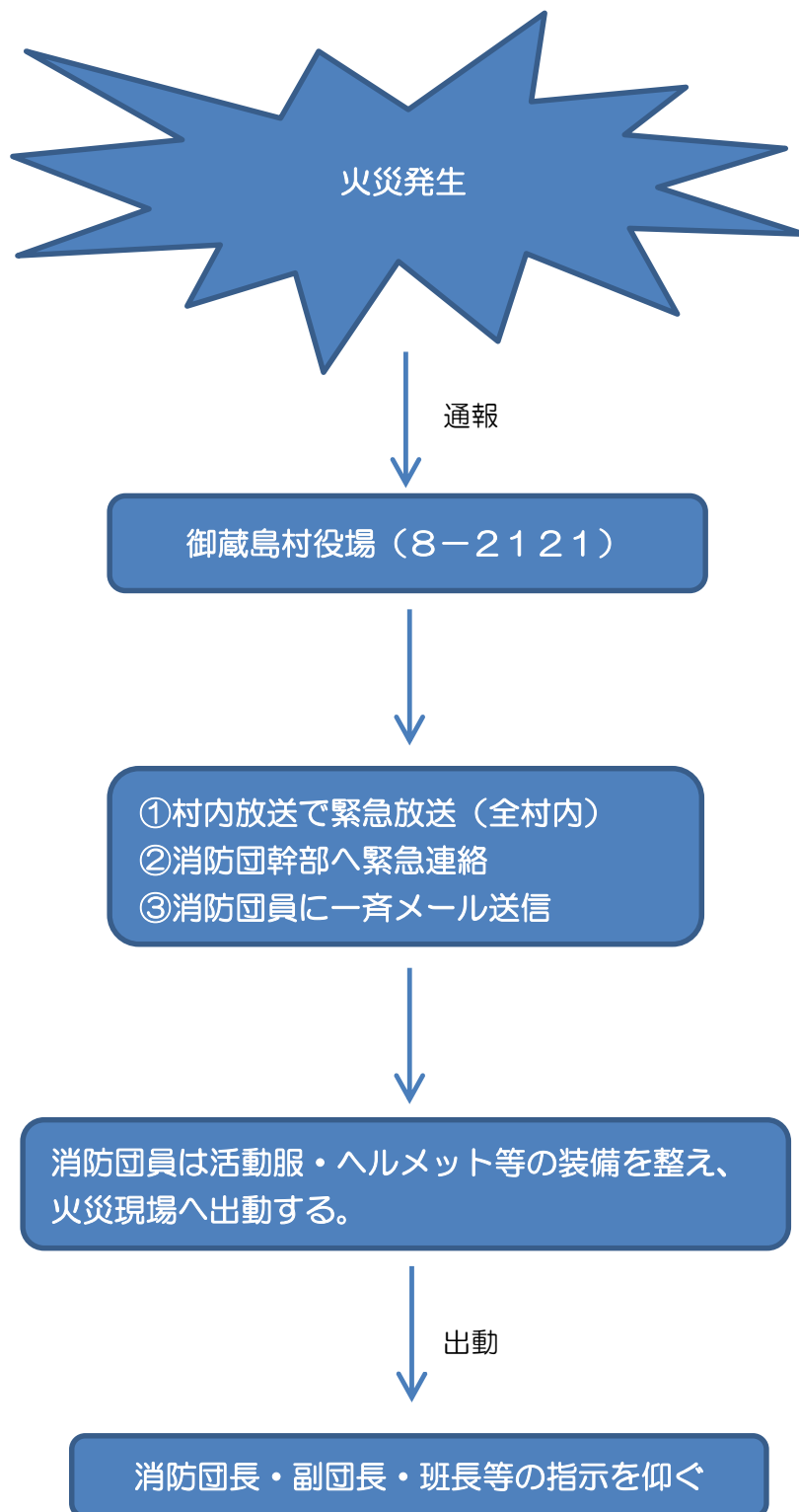
- ① 筒先の開閉は徐々にいき，反動力による転倒を防止する。筒先の保持は確実に2人で担当し安全を確保する。
- ② 筒先を離すと危険であるため，高圧注水で反動力に耐えられないときは噴霧注水とする。やむを得ないときはシャットし，機関員に伝え圧力を下げさせる。
- ③ 注水するときは吹返し危険を避けたため開口部の正面避け姿勢を低くし側方から行う。
- ④ 火災建物の両方向から，注水する場合は他隊筒先員へ誤ってしないよう注意する。
- ⑤ 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が，熱気，熱湯になりはね返る危険があるので，注水は噴霧等を適切に使用して行う。

7 交通整理時の留意事項

- ① 火災時は消防車両が路上駐車することとなるため，片側交互通行になる場合が多い。必ず交通誘導を行うこと。

8 残火処理時の留意事項

- ① 疲労や緊張弛緩から注意力が散漫になるので，適宜交替や作業分担を行って，疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- ② 屋根等の高所で活動するときは，下方及びその周辺の活動を規制する。
- ③ 壁や柱等の焼け状況から崩落の恐れがある場合は，強制的に落下させるかロープ等により立ち入り禁止措置をとる。



《地震・津波編》

地震・津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全配慮がきわめて重要である。このため、活動時間を設定して退避を優先することについて徹底する。

また、消防団の退避優先ルールについて、住民に周知し理解を得ておく。

1 参集

(1) 震度4以上、又は津波警報等が発表になり勤務地等から現地に参集する際、道路の通行が危険と判断した場合は、安全な場所で情報収集を行い、安全が確認されてから参集する。

※ 村役場で消防無線等により情報収集することも考慮する。

(2) 団本部員は、村役場2階会議室に参集し、消防団指揮本部（以下、指揮本部という。）を立ち上げ、消防無線（消防団無線等）を開局して指揮体制を整える。なお、登庁が危険と判断した場合は、直近の消防屯所（開発総合センター、消防車庫、高台等）で情報収集を行う。その場合、可能な通信手段を利用し、指揮本部に連絡する。

(3) 村役場庁舎が地震により被災又は、被災の恐れが極めて大きいと村長等が判断した場合は、公用車等を活用し、指揮機能の移設を考慮する。その場合、御蔵島村災害対策本部、三宅島警察署御蔵島駐在等関係機関に報告する。

2 消防団の活動と安全管理

(1) 原則として、複数人が参集した後、班長以上の指揮者の下で活動する。

(2) 指揮本部は、村職員との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間12分（以下、12分ルールという。）を活動隊に無線等で伝達する。

(3) 活動部隊長（班長以上）は、トランシーバー等を活用して団員間と情報の共有化を図り、活動可能時間に十分配慮しながら安全管理に留意する。

(4) 車両を離れる場合で3名以上の隊の場合には、原則として1名を車両に残して関係機関と連絡がとれる状態にしておく。また、車両は直ちに退避できるように、停車位置や向きに留意する。

(6) 活動にあたっては、ライフジャケットを着用する。また、ラジオ等での情報収集を継続して行う。

(7) 緊急避難道路を確保できない浸水区域には進入しない。

3 退避ルールと情報伝達

- (1) 避難誘導などの活動可能時間は、高台への退避時間を含め12分とする。
- (2) 消防団車両等退避完了後、指揮本部に無線等で報告する。
- (3) 隊長は、現場の状況や沖合での津波観測情報等により危険を察知した場合は、12分前であっても、直ちに退避命令を出す。
- (4) 退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておく。
- (5) 活動危険など緊急を要する情報を覚知した場合、速やかに村役場から村内放送の一斉通信により情報提供を行う。
- (6) 指揮本部は「12分ルール」に基づく消防団車両の位置情報を把握し、浸水区域内に滞在している場合は、村内放送等で退避指示を行う。

4 退避ルールの住民への理解

津波災害時においては、住民・滞在者が率先避難することが基本である。また、津波到達までの予想時間が短い場合など、退避を優先する必要がある場合には、消防団員も住民・滞在者と一緒になって率先避難することが望ましい。そのことについては、事前に住民と話し合っておくことが必要である。

5 遠地地震に伴う津波注意報・警報発表時の活動時間

遠地地震に伴う津波注意報等発表時の活動時間は、指揮本部の指示による。

なお特に指示がない場合は、津波到達予想時刻の1時間前より30分前までとする。

6 運用

このマニュアルは、平成27年8月1日より、当分の間運用する。

活動可能時間12分（12分ルール）の設定理由

- (1) 御蔵島港各所から高台までの避難時間を2分間とする。
- (2) 津波到達予想時刻に対して10分間の安全時間を考慮する。
- (3) 東日本大震災では、約30分で津波最大波高が到達している。
- (4) 首都直下型地震、元禄型地震等のシミュレーションにおいて、第1波到達予想時間は17分（御蔵島港）となっている。

津波警報等発表時の消防団退避フロー

